

利用団体登録についての留意事項

- 1 県内に在住、在勤または在学する者で構成し、概ね10名以上の団体であること。
- 2 営利を目的として活動する団体でないこと。
(承認されない例)
 - (1) 講師または団体がその構成員から会費を徴収し、その会費の大半が講師等の収入になる場合。
 - (2) 講師または団体がその構成員から会費を徴収することにより、生計を立てている場合。
- 3 団体規約や会則、組織表を提出すること。
- 4 団体の構成員は必ず傷害保険に加入し、その写しを提出すること。
- 5 学校体育施設の利用は、原則、登録した団体のみ利用が認められる。ただし、地域団体、学校関係団体、自治会等の体育・スポーツ行事については別途協議する。
- 6 各団体の長は、学校体育施設開放事業の運営に積極的に協力し、利用する学校の体育施設等の管理や利用マナーの徹底を図ること。